

成田市公告第 690 号

制限付一般競争入札について

制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年10月14日

成田市長 小 泉 一 成



1. 入札に付する事項

- (1) 件名
成田市立小中学校及び義務教育学校における使用済みタブレット端末の売払処分
- (2) 引き渡し場所
仕様書に示す通り
- (3) 履行期限
令和9年3月31日（水）
- (4) 案件の仕様等
仕様書に示すとおり
- (5) 発注部署
教育部 教育指導課
- (6) 入札形態
郵便入札
- (7) 予定価格（最低売却価格）
金 67,507,330 円（消費税を含む）
（入札書比較価格 61,370,300 円）

2. 入札参加に必要な資格に関する事項

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本件の公告の日から開札の日までの令和8・9年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「物品」部門「不用品買受」または「電算機・電算用品」として登載されている者。
- (2) 本件の公告の日から開札の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。
- (3) 本件の公告の日から開札の日までの資格者名簿に、所在区分が市内業者、準市内業



者、県内業者又は県外業者として登録されている者。

- (4) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、千葉県を含んでいるものに限る。）を受けていること、または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく製造業者であること。
- (5) 官公庁等が令和6年度以降に発注したパソコンまたはタブレットの回収、データ消去、運搬及び再資源化その他の処分等に係る業務について、元請として受注し、完了した実績があること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けて2年間を経過しない者又は本件の開札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (7) 本件の開札の日の前日において、自らの責めに帰すべき事由により成田市発注の物品の納入を履行期間内に完了していない者又は賃貸借契約の目的物の引渡しを遅延している者でないこと。

3. 仕様書等の閲覧

成田市契約検査課ホームページ

https://www.city.narita.chiba.jp/business/page0109_00048.html

上記ホームページよりダウンロードして行う。

4. 仕様書等に対する質問

- (1) 質問期限 令和8年10月20日（火）正午まで
- (2) 方法 E-mailにより質問書を提出すること。ただし、E-mailが利用できない場合は、契約検査課に事前に電話で連絡したうえ、FAXで提出するものとする。
E-mail : nyusatsu@city.narita.chiba.jp
TEL : 0476-20-1515 FAX : 0476-24-1655
- (3) 回答日 令和8年10月22日（木）中に、成田市契約検査課ホームページに掲載する。

5. 入札参加資格の申請等

本件の入札参加を希望する者は、(1)に定める書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該手続きは必ず行うこととし、提出期間内に本手続きを行わない場合にあっては、当該入札に参加することができない。

- (1) 提出物

- ① 物品売払いに係る制限付一般競争入札参加申請書
 - ② 誓約書
 - ③ 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、千葉県を含んでいるものに限る。）を証する書類の写し、又は資源有効利用促進法に基づく製造事業者であることを証する書類の写し
 - ④ 上記2. (5) の実績を証する書類の写し
- (2) 提出期限 令和8年10月28日（水）午後4時までに必着
- (3) 宛先 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地
総務部 契約検査課
- (4) 郵送方法 簡易書留による郵送の方法のみとする。（持参は認めない。）
- (5) 確認通知 令和8年10月30日（金）までに発送する。
6. 入札保証金 無
7. 入札辞退
- (1) 入札書受付開始時間から締切時間前までに入札を辞退する場合は、理由を記入して辞退の手続きを行う。
 - (2) 入札書提出後開札時間前までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出する。
8. 入札
- (1) 提出期限 令和8年11月5日（木）午後4時までに必着
※入札書は、必ず資格確認通知を確認後に郵送すること。
 - (2) 宛先 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760番地
成田市役所 総務部 契約検査課
 - (3) 方法
 - ア. 「入札書」に、下記に定める添付書類を添付して提出すること。
 - イ. 簡易書留による郵送の方法のみとする。（持参は認めない。）
 - ウ. 封筒表面には、上記5. (3) の宛先を記載し、「入札書在中」と明記すること。
 - エ. 封筒には、「件名」、入札者の「住所又は所在地」及び「商号又は名称」を明記すること。
 - オ. 封筒には、「入札書」、「内訳書」のみを入れ、封印すること。
 - (4) 添付書類
 - 「内訳書」に必要事項を入力したもの
9. 入札に関する注意事項
- (1) 契約方法は1点当たりの単価契約（消費税及び地方消費税額別）とする。
 - (2) 落札決定に当たっては、単価に予定数量を乗じて得られた金額の総額で落札者を

決定する。

- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を「入札書」に入力すること。
- (4) 次の一に該当する入札は、無効とする。
 - ア. 必要事項を欠く入札書
 - イ. 明らかに談合であると認められる入札書
 - ウ. 入札金額がないあるいは金額を訂正した入札書
 - エ. 記名押印を欠く入札書
 - オ. 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書
 - カ. 事前公表した予定価格を下回る金額の入札書
 - キ. その他市長が定める入札条件に違反した入札書
- (5) 入札の回数は、1回とする。
- (6) 有効な入札を行った者のうち、予定価格（最低売却価格）以上の最高価格の入札者を落札者とする。
- (7) 落札となるべき同価の入札者が2者以上のときは、指定する日時場所において、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定する。

10. 開札

- (1) 日時 令和8年11月6日（金）午前9時30分
- (2) 場所 中会議室（成田市役所本庁舎6階）
- (3) 立会 入札参加者で立会を希望する者は、開札日の前日までにE-mailにより連絡した上で、開札時間までに開札場所に来場すること。代理人が参加するときは、開札に係る委任状を持参すること。
E-mail: nyusatsu@city.narita.chiba.jp

11. くじ引き

くじ引きについては、以下の通り実施する。

- (1) 日時 令和8年11月6日（金）午後1時30分
- (4) 場所 中会議室（成田市役所本庁舎6階）
- (2) 立会 くじ引きに参加する場合は、開始時間までに会場へ来場すること。代理人が参加する場合は、くじ引きに係る委任状を持参すること。なお、代表者又は代理人が参加しない場合は、当該案件と関係の無い第三者が代理でくじを引くこととする。

12. 契約締結時期

- (1) 落札者は、落札者の決定後7日以内に本市と仮契約を締結しなければならない。仮

契約については、本市の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年条例第2号）の規定に基づき、当該契約が成田市議会において可決された場合に本契約として成立する旨の条項を付し、成田市議会の議決後に本契約として有効となるものである。成田市議会の可決が得られないときは、本件の契約は無効とする。

- (2) 開札の日から成田市議会の議決の時までにおいて、「2. 入札参加に必要な資格に関する事項」に掲げる条件（「開札の日」は「成田市議会の議決の時」と読み替える。）を満たさなくなった場合、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すこととし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除する。

13. 契約保証金について

- (1) 契約保証金 契約単価（消費税及び地方消費税額込み）に処分予定台数を乗じた金額の10分の1以上の額とする。ただし、保険会社等との間で履行保証保険契約を締結したときは免除とする。
- (2) 前払金 無
- (3) 部分払 無

14. 売払物品の引取り

売払物品は、「1. (3) 履行期限」までに仕様書に従って引取るものとする。

なお、引取り及びそれまでに要する諸経費等は買受人の負担とする。

15. 売払いの条件

成田市は契約不適合責任を負わない。また、引取り後の不調や故障についての保障は一切行わない。なお、事故、災害発生の場合は、すべて買受人の責任において処理すること。

16. その他

- (1) 入札した者は、入札後仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札執行は、本市の都合又は入札を公平に執行することができないと認められるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立てることはできない。
- (3) 事業協同組合等が入札に参加する場合は、当該組合等の構成員は、単独で入札に参加することはできない。
- (4) 官公庁等とは、国等（各省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関およびこれに準ずる機関））、県等（都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市、都市整備公社）及び市町村等（市町村（政令指定都市を除く）、以下a～cのいずれかの団体（a.地方自治法に基づく一部事務組合、b.公有地の拡大推進に関する法律に基づく市町村公社、c.市町村が設立に際し、

基本財産の全部または一部を拠出している公益法人（平成 20 年 12 月 1 日以降設立された公益財団法人または同年 1 1 月 3 0 日まで財団法人（特例民法法人）であったもの）とする。

- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) その他入札について必要な事項は、本市の規程等による。